



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。

札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 特別受益と寄与分

**Q** 先日、父が亡くなりました。相続人は母と私と弟と妹の四人です。父が残した財産は、諸々含めておおよそ千二百万円程度になりますが、遺言を残していません。これから相続人間で話し合っ

て分割しようと思っ

ていますが、父から生前に生活費として六百万円ももらっています。妹だけが父から多額の財産をもらっているというのに、単純に法定相続分に従って分けるとなると、妹だけが得をして不公平に思います。こういった場合でも、法定相続分通りに分けられないといけないのでしょうか？

**A** 贈与があった六百万円が「特別受益」として認められれば、その贈与を計算上相続財産に戻す（持戻し）ことができる可能性があります。

そのようにして計算すると、妹様の具体的相続分は〇円となり、あなたの具体的相続分は二百四十万円になります。

**Q** 一方で、弟は大学進学費用として二百万円ほどもらっているのです。これは特別受益として考慮してもら

えないのでしょうか？

**A** かつては、大学への進学費用について特別受益とされていたのですが、大学進学率が向上した昨今では、単なる大学進学用の学費支出というだけでは、「特別受益」とされることは難しいでしょう。

**Q** 父からいろいろもらっていた弟たちとは違って、私は長男として父と同居して父の面倒を見るほか、父が経営していた事業を手伝うなどしてしま

いた。弟や妹はそういったことは一切していません。こういった私の働きは、相続に当たって考慮されるのでしょうか？

**A** あなたの働きが「寄与分」と認められた場合には、相続財産から寄与分相当額を差し引いて各人の具体的な相続財産を定め、寄与分権者に寄与分相当額を加えて計算されます。

仮にあなたの寄与分が三百万円だったと仮定すると、あなたの相続分は四百五十万円（ $1200 - 300$ ） $\times$   $1/2 \times 1/3 + 300 = 450$ ）となります。

しかし、寄与分は、「被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした」場合にしか認められません。

療養看護についてみると、通常の療養看護は親族間の扶養義務の一環ですので、単に一生懸命世話をしたというだけでは「特別の寄与」とはいえません。また、事業を手伝ったという点についても、報酬を十分にもらっていたり、無償で同居して賃料の支払いを免れていた場合には、財産の維持または増加に寄与していないなどの理由から、寄与分が認められないこともあります。

特別受益や寄与分に当たるか否かの判断には法的な評価が必要ですので、一度弁護士に相談するのがよいでしょう。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目 一—二八

☎ 〇一—六三一—三三〇〇